

オンライン資格確認を導入していない(導入義務化対象外・経過措置対象など)場合の資格確認方法(令和7年12月2日以降)

オンライン資格確認を導入していない医療機関では、「資格確認書」、もしくは「マイナンバーカードの券面」と「資格情報のお知らせ」等の組み合わせで資格確認が可能ですので、患者に持参を呼びかけてください。厚労省が作成したリーフレット(下記URLから取得)もご活用いただけます。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/sys_attachment.do?sys_id=8c449a61c34bead09607f81a05013146

- (1) 「資格確認書」での資格確認 ※資格確認書は保険者によって材質や大きさが異なります。
- (2) 以下の方法から可能な方法を選択して資格情報の確認を行い、適切な自己負担分(3割分など)を患者に請求する
- ▶ 【患者自身のマイナポータル画面(PDFファイルも可) + マイナンバーカードの券面】
マイナポータル画面等の資格情報とマイナンバーカードによる本人確認の組み合わせ
 - ▶ 【資格情報のお知らせ + マイナンバーカードの券面】
「資格情報のお知らせ」の資格情報とマイナンバーカードによる本人確認の組み合わせ
※「資格情報のお知らせ」単体では資格確認したことにならないことに注意してください。
 - ▶ 【被保険者資格申立書 + マイナンバーカードの券面】 ※初診の場合
医療機関は被保険者資格申立書(下記URLから取得)を用意し、患者に記載してもらう
<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001120095.pdf>
 - ▶ 【口頭で資格情報に変更がないか確認】 ※再診で過去の資格情報を把握している場合

■上記の方法で被保険者番号等を確認できなかった場合

以下の順番で可能な方法を選択し、レセプト請求する。

- ① 「現在」の被保険者番号等で請求
患者からの聞き取りや受診歴等から確認できた資格情報を入力して請求する。
- ② 資格無効の場合、喪失した「旧資格情報」で請求
摘要欄に「旧資格情報」である旨を記録し、過去の受診歴等から確認できた旧資格情報を入力して請求する。
- ③ 資格情報なしの場合、「不詳」で請求
摘要欄の「不詳」である旨を記録し、「被保険者資格申立書」に記入された患者の住所・連絡先等を入力する。保険者等番号は「7」を8桁、被保険者証の記号欄は空白、番号欄は「7」を9桁を入力して請求する。※後期高齢者医療の場合は「7」を8桁

【令和8年3月31日までの暫定的な取扱い】

患者が気がつかずに期限切れの保険証や単体で「資格情報のお知らせ」を持参した場合、加入している保険者に関わらず、被保険者番号等によるオンライン資格確認を行うなどした上で3割等の一定の負担割合を求めてレセプト請求を行うことができる。

※次回以降の受診時にはマイナ保険証か資格確認書を持参するよう呼びかける

オンライン資格確認(資格確認限定型)のご案内

専用アプリケーションをインストールしたモバイル端末等(スマホやタブレット)を使って、資格確認のみを行う簡単な仕組みです。補助金も設けられておりますので導入をご検討ください。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011502